

○許可証の再交付

(第 8 条第 4 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日  
令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第 8 条第 4 項
処分の概要	許可証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法施行規則第 1 条(申請及び届出の一般的手続)、第 14 条(許可証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長